

平成27年 第1回（5月）

篠栗町議会臨時会

会 議 録

福岡県篠栗町議会

平成27年 第1回(5月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

平成27年第1回 篠栗町議会臨時会

会 期

平成27年5月13日(水) 1日間

議事日程 第1号

平成27年5月13日(水) 午前10時開議

第1, 仮議席の指定

第2, 議長の選挙

第3, 議席の指定

第4, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番

第5, 会期の決定

第6, 副議長の選挙

第7, 常任委員会委員の選任

第8, 議長の常任委員の辞任

第9, 議会運営委員会委員の選任

第10, 議会広報編集特別委員会委員の選任

第11, 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

第12, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙

第13, 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

第14, 議案の上程(提案理由説明)

第15, 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

第16, 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)
〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

第17, 議案第32号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

第18, 議案第33号 監査委員の選任について

平成27年 第1回 臨時会 会議録

招集日時 平成27年5月13日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治		
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	郎	6番	今	長	谷	武	和
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治		
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範		

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園 長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
-----	---------	-----	---------

○事務局長（清原 眞也）おはようございます。

この度はご当選おめでとうでございます。

事務局長の清原でございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。

議長が、選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。従いまして、年長の松田國守議員をご紹介します。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（松田 國守） 改めまして、おはようございます。

只今、ご紹介にあずかりました松田國守でございます。

本日、招集されました、平成27年篠栗町議会第1回臨時会の開会にあたり、只今、議会事務局長紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時の議長の職務を行うことになりました。もとより議長選挙までの限られた期間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでございますが、同じ篠栗町に住みながら初対面の方もいるかと思っておりますので、氏名、住所、それから、職業程度の簡単な自己紹介をお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

異議がないようですので、ただいまより自己紹介をお願いいたします。

まず、机上の番号の1番の議員から順次お願いいたします。

どうぞ。

○議員（古屋 宏治） 古屋宏治と申します。

尾仲815番地に住んでおります。

職業は、会社役員をしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（田辺 弘之） 田辺弘之でございます。

ベンタナ16号の1207です。

職業は無職です。

○議員（栗須 信治） 栗須信治と申します。

行政区は、田中区で221の5番でございます。

不慣れで御迷惑をかけるかと思いますが、どうぞ御指導よろしく申し上げます。

○議員(山田 眞士) 私は、山田眞士と申します。

行政区は、田中区の236の6に住んでおります。

初めてですので、どうかよろしく御指導賜りながら、ともにこの町をよくしていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議員(村瀬 敬太郎) 村瀬敬太郎でございます。

私は、2期目になります。

大字篠栗4348番地3に居住しております。

職業は、建築業でございます。

皆さん、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議員(今長谷 武和) 住んでいるところは、庄区に在住しております。

今長谷武和と申します。

私も、2期目になりますけども、ますます皆様方の御指導賜りたく思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員(横山 久義) 乙犬区在住の横山久義でございます。

私も2期目になります。

職業といたしましては、農業とコンビニの経営をやっております。

よろしくお願ひいたします。

○議員(大楠 英志) おはようございます。

大楠英志でございます。

萩尾区に住んでおります。

農業をもっぱら行っております。

よろしくお願ひいたします。

○議員(阿部 寛治) 阿部寛治と申します。

尾仲区に住んで701番地1でございます。

職業は、小さな薬屋を営業しております。

○議員(阿高 紀幸) 阿高紀幸でございます。

5期目でございます。

行政区は、乙犬624番地でございます。

これから先の町の発展ために議会として何が1番大事かということの原点に戻ってしっかりと頑張りたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

○議員(荒牧 泰範) 皆様こんにちは。

荒牧泰範でございます。

50周年記念体育館の横に住んでおります。

会社員です。

まだまだ慣れませんので、どうかよろしく願いします。

○臨時議長(松田 國守) 最後に、私は、松田國守でございます。

住所は、和田でございます。

先ほどから年長ということでございますが、国を守って73年なります。

そういうことで、今日ここに座っておるわけでございますが、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

それでは、引き続き、執行部もあわせて自己紹介をお願いいたします。

町長からお願いします。

○町長(三浦 正) おはようございます。

皆様、誠におめでとうでございます。

町長の三浦正でございます。

3期目の任期あと1年半残しておりまして、皆様方とともに、篠栗町政発展のためにしっかり努力してまいりたいと思っておりますので、御協力どうぞよろしく願いいたします。

○副町長(城戸 清壽) 副町長の城戸清壽と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○教育長(西 邦彰) 教育長の西邦彰と申します。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○総務課長(大塚 哲雄) 総務課長の大塚哲雄と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○財政課長(立花 博友) 財政課長の立花博友と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○まちづくり課長(松田 秀幹) まちづくり課長の松田秀幹と申します。

どうぞよろしく願いします。

○産業観光課長(黒瀬 英三) 産業観光課長、黒瀬英三でございます。

よろしく願いいたします。

○上下水道課長(八尋 正記) 上下水道課長、八尋正記と申します。

よろしくお願ひします。

○都市整備課長(三明 祐治) 都市整備課長、三明祐治と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務課長(山口 茂幸) 税務課長、山口茂幸と申します。

よろしくお願ひします。

○会計課長(城戸 安行) 会計課長の城戸安行でございます。

よろしくお願ひいたします。

○社会教育課長(村瀬 治邦) 社会教育課長の村瀬治邦でございます。

よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長(佐伯 和久) 学校教育課長の佐伯和久でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○健康課長(村瀬 修) 健康課長の村瀬修でございます。

よろしくお願ひします。

○福祉課長(井上 勝則) 福祉課長の井上勝則でございます。

よろしくお願ひします。

○住民課長(村嶋 茂則) 住民課長の村嶋茂則でございます。

よろしくお願ひします。

○こども育成課長(井上 伸一) こども育成課長の井上伸一でございます。

よろしくお願ひいたします。

○栗の子保育園長(阿部 正博) 栗の子保育園長の阿部正博と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長(松田 國守) はい、それでは、本日は、全員出席で開議は成立いたします。

これより平成27年第1回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程第2、選挙案第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則 第32条第2項の規定により、立会人に村瀬敬太郎議員と今長谷武和議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

事務局長、立会人の確認をお願いいたします。

異常なしですね。

はい。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長（清原 眞也） 投票は、無記名でございますので、名字、名前、名字だけでも結構です。

よろしく申し上げます。

1 番、古屋宏治議員。

2 番、田辺弘之議員。

3 番、栗須信治議員。

4 番、山田眞士議員。

5 番、村瀬敬太郎議員。

6 番、今長谷武和議員。

7 番、横山久義議員。

8 番、大楠英志議員。

9 番、阿部寛治議員。

10 番、松田國守議員。

11 番、阿高紀幸議員。

12 番、荒牧泰範議員。

○臨時議長（松田 國守） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

村瀬議員と今長谷議員、開票の立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、阿部議員 9 票、荒牧議員 2 票。山田議員 1 票。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の 4 分の 1 ですので 3 票です。

よって、阿部寛治議員が議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま議長に当選されました、阿部寛治議員に対し、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人、阿部寛治議員の議長承諾とその御挨拶の発言を求めます。

○議長（阿部 寛治） ただいま、議長に就任することになり、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

議長として全力で、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりたいと思います。

御承知のとおり、今、国は、地方創生の名のもとに、地方自治は、地方みずからでと大きく方針を転換しています。

我々、篠栗町議会も、篠栗町の自治を推進し、豊かな個性のあるまちづくりに向かって邁進していきたいと思います。

私には、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いして議長の就任の挨拶とかえさせていただきます。

終わります。

○臨時議長（松田 國守） 御協力ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務は終了いたしました。

阿部寛治議長、議長席にお着き願います。

○議長（阿部 寛治） 本日のこれからの議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 1 番、古屋宏治議員と 2 番、田辺弘之議員を指名いたします。

日程第 5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第6、選挙案第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、村瀬敬太郎議員と今長谷武和議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

はい、局長お願いします。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

事務局長、立会人の確認をお願いします。

はい、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長お願いします。

○事務局長（清原 眞也） 記載は終わりましたか。

1番、古屋宏治議員。

2番、田辺弘之議員。

3番、栗須信治議員。

4番、山田眞士議員。

5番、村瀬敬太郎議員。

6番、今長谷武和議員。

7番、横山久義議員。

8番、大楠英志議員。

9番、阿部寛治議長。

10番、松田國守議員。

11番、阿高紀幸議員。

12番、荒牧泰範議員。

○議長(阿部 寛治) では、開票を行います。

村瀬敬太郎議員と今長谷武和議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

選挙結果を発表いたします。

投票総数12票、有効投票10票、無効投票2票です。

阿高議員8票、荒牧議員1票、大楠議員1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1ですので3票です。

よって、阿高議員が副議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

副議長に当選されました、阿高議員に対し会議規則第33条第2項の規定により、
当選の告知をいたします。

当選人、阿高議員の副議長承諾とその御挨拶の発言を求めます。

○副議長(阿高 紀幸) まずは、阿部議員、議長おめでとうございます。

ただいま、選挙によって副議長に選任されました阿高でございます。

今、地方議会のあり方について、さまざまな課題が多く残っております。

これから先、篠栗町の町議会のあり方について、議長と副議長、また各議員の皆さんの意見を集約して、素晴らしい議会にしたいと思っておりますので、今後とも御協力のほどよろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) ここで暫時休憩いたします。

常任委員会及び議会運営委員会等の件をお諮りしたいので、全員協議会室にお集まり願います。

開始は、50分からしますので、10分間休憩を挟みます。

休憩 午前10時50分

再開 午後13時00分

議長(阿部 寛治) それでは、本会議を再開いたします。

日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、それぞれの常任委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長の互選については、各常任委員会において、同条例第6条第2項の規定により、互選されましたので御報告いたします。

総務建設常任委員会委員長に村瀬議員、副委員長に古屋議員。

文教厚生常任委員会委員長に今長谷議員、副委員長に栗須議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程第8、議長の常任委員の辞任を議題といたします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

○副議長（阿高 紀幸） 議長から、その職責上の理由で、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任を許可すること決定いたしました。

それでは議長と交代します。

○議長（阿部 寛治） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長の互選については、同条例第6条第2項の規定により、互選されましたので併せて御報告いたします。

委員長に松田國守議員、副委員長に村瀬敬太郎議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程第10、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報編集特別委員会委員の選任については、議会広報編集特別委員会設置条例第3条第2項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたします。

なお、正副委員長の互選については、同条例第4条第1項の規定により、互選されましたのであわせて御報告いたします。

議会広報編集特別委員会の委員長に今長谷武和議員、副委員長に田辺弘之議員。

以上のとおり御報告いたします。

日程第11、選挙案第3号粕屋南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたします。

粕屋南部消防組合議会議員に阿部寛治議員、村瀬敬太郎議員。

以上2名の方を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を粕屋南部消防組合議会議員の当選人と決定することに御異議はありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した阿部寛治議員、村瀬敬太郎議員2名が、粕屋南部消防組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第12、選挙案第4号須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に阿部寛治議員、阿高紀幸議員、古屋宏治議員。

以上3名の方を指名いたします。

ただいま、議長が指名した方を須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した阿部寛治議員、阿高紀幸議員、古屋宏治議員。

以上3名が、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第13、選挙案第5号北筑昇華苑組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

北筑昇華苑組合議会議員に栗須信治議員を指名いたします。

ただいま、議長が指名した方を北筑昇華苑組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した栗須信治議員が、北筑昇華苑組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第14、議案の上程をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第30号から議案第33号までの4議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 改めまして、皆様こんにちは。

本日は、4月統一地方選挙後の最初の議会を招集いたしましたところ、全員御出席いただきまして誠にありがとうございました。

今回の篠栗町議会議員一般選挙において、議員定数12に対し、現職9名、新人5名、計14名の大変激しい選挙戦を見事勝ち抜かれ、めでたく当選されました皆様方に心からお祝い申し上げます。御当選おめでとうございます。

さて、ここで私が改めて申し上げるまでもなく、皆様方は、この度、篠栗町民の新しい付託を受けられたわけであります。今後は、議会人として、篠栗町と篠栗町民の将来における、諸課題解決への取り組みについてはもちろんのこと、平成27年度からスタートした我が国の地方創生5か年計画と、それに沿って取り組む篠栗町の地方創生。具体的には、「篠栗町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とその実践を最重要課題と位置づけていただき、確実な成果を上げることのできるよう、御協力を賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

これからの4年間、憲法第93条に定める議事機関としての篠栗町議会の機能を十分発揮していただき、地方自治法第1条2項に謳う住民福祉の増進を図るため、

篠栗町行政の全般にわたる最高の意思決定機関として、粛々と運営されることを切に願いました。あわせて、行政のチェック機関として、執行部に対しまして御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議会招集にあたっての御挨拶といたします。

それでは、本臨時会に提案しております、議案第30号から議案第33号までの4議案について説明をいたします。

議案第30号及び議案第31号の2議案は、いずれも地方自治法（第179条第1項）の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第30号は、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第64号）が、平成27年3月4日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の賦課限度額について。

基礎課税額分及び後期高齢者支援金分をそれぞれ1万円、介護分を2万円上げるものであります。

また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について。

被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の基準については、1万5,000円。

2割軽減の基準については、2万円上げるものであります。

議案第31号は、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例及び篠栗町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第13号）の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容は、寄附金控除、いわゆる、ふるさと納税制度の拡充及び申告手続の簡素化。軽自動車税のグリーン化特例の導入。二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ時期の1年延期。固定資産税等の税負担軽減特例措置等、いわゆる、わが町特例の導入及び延長。町たばこ税における旧3級品に係る税率の見直しでありま

す。

議案第32号は、篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、まち・ひと・しごと創生法（第10条）に規定する、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ計画的に推進するため、篠栗町総合戦略審議会を町の附属機関として定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、監査委員の選任についてであります。

本議案は、議員のうちから選任する監査委員に大楠英志氏を選任したいので、地方自治法（第196条）の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました4議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより直ちに本日の議案の審査に入ります。

お諮りします。

議案第30号から議案第32号までの3議案は、審査の慎重を期すため、ただいまから全員による審査会を開いて審査したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

はい、異議なしと認めます。

それでは、本議会を暫時休止し、全員による審査を行いますので、直ちに全協室にお集まりください。

(暫時休止)

本会議を再開いたします。

これより日程に従い、採決を行います。

日程第15、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第30号の朗読を住民課長に求めます。

村嶋住民課長。

○住民課長(村嶋 茂則) 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例（昭和37年条例第10号）の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め

る。

平成27年5月13日提出。

篠栗町長 三浦 正。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第64号）が、平成27年3月4日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものである。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 本案は、ただいま全員により慎重な審査がなされておりますので、質疑は省略し討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し採決を行います。

本案に賛成の方の御起立を求めます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第16、議案第31号専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第31号の朗読を税務課長に求めます。

山口税務課長。

○税務課長(山口 茂幸) 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、篠栗町税条例(昭和30年条例第3号)及び篠栗町税条例等の一部を改正する条例(平成25年条例第13号)について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成27年5月13日提出。

篠栗町長 三浦正。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が、平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例及び篠栗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものである。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 本案も、ただいま全員により慎重な審査がなされておりますの

で、質疑は省略し討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し採決を行います。

本案に賛成の方の御起立を求めます。

賛成多数と認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第17、議案第32号篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第32号の朗読をまちづくり課長に求めます。

松田まちづくり課長。

○まちづくり課長(松田 秀幹) 議案第32号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年5月13日。

篠栗町長 三浦正。

提案理由。地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、篠栗町総合戦略審議会を、町の附属機関として定めるため、本条例の一部を改正するものである。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 本案も、ただいま全員により、慎重な審査がなされておりますので、質疑は省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し採決を行います。

本案に賛成の方の御起立を求めます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第33号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第17条の規定により、大楠英志議員は除斥となりますので退席を求めます。

それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

清原監査委員事務局長。

○事務局長（清原 眞也） 議案を朗読いたします。

議案第 33 号 監査委員の選任について、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条の規定により議会の同意を求める。

住所、福岡県糟屋郡篠栗町大字萩尾 180 番地 4。

氏名、大楠 英志。

生年月日、昭和 23 年 9 月 13 日。

平成 27 年 5 月 13 日提出。

篠栗町長 三浦正。

提案理由。地方自治法第 196 条の規定により、議員のうちから監査委員を選任するためでございます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの事務局長の説明に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し採決を行います。

本案に同意することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

大楠英志議員に議席へ戻っていただきます。

改めて御報告いたします。

議案第 33 号監査委員の選任については、原案のとおり、全員賛成で同意することに決定いたしました。

報告は終わります。

ここでお諮りします。

議会運営委員長並びに総務建設、文教厚生両常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、議会閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

これを日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

はい、異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の継続調査の件についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議会閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長並びに総務建設、文教厚生両常任委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長並びに総務建設、文教厚生両常任委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

ここでお諮りいたします。

本会議中の誤読による字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、発言することがありましたら許可いたします。

これをもちまして、平成27年第1回篠栗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後14時00分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会臨時議長

松田 國守

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

古屋 宗治

篠栗町議会議員

田辺 弘之